

令和7(2025)年3月

# 中土佐町男女共同参画 基本計画（第3次改定版）

～誰もがお互いにやさしく認め合い助け合うまちへ～



中土佐町

## はじめに

わが国では、人生100年時代が到来するとともに、少子化に伴う人口減少が進行し、私たちのライフスタイルに大きな変化の波が押し寄せて来ています。本町では、「日常が自慢・ちよどえい中土佐町」をキャッチフレーズとする中土佐町総合振興計画において、町民の皆様と行政がそれぞれの役割と責任を明確にし、信頼と合意のもと協働のまちづくりを推進しております。

中でも、男女平等の実現に向けた法律や制度が整備され、女性の地位向上が図られてきた今日では、男女共同参画社会の実現はまちづくりにおける重要な施策となっております。

とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年、テレワークやオンラインの活用が進み男性も家事や育児、介護に向き合う機会が増えてきたことから、今後、さらに女性が社会の意思決定機関へ進出することが予想されます。こうした現状及び国及び県の施策を踏まえ、この度、性別に関する思い込みや偏見の払拭を推し進め、誰もが公平平等にまちづくりに関わっていける環境を整えるため、「中土佐町男女共同参画基本計画（第3次改定版）」を策定しました。

本計画の推進にあたりましては、地域、事業者、町民の皆様方のより一層のご理解とご協力が不可欠でありますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりましてご尽力を賜りました中土佐町男女共同参画推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

中土佐町長 池田 洋光

## 基本理念

男女が性別に関わりなく、認め合い助け合って、その個性と能力を発揮するために、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会の町づくりを実現することを基本理念とします。

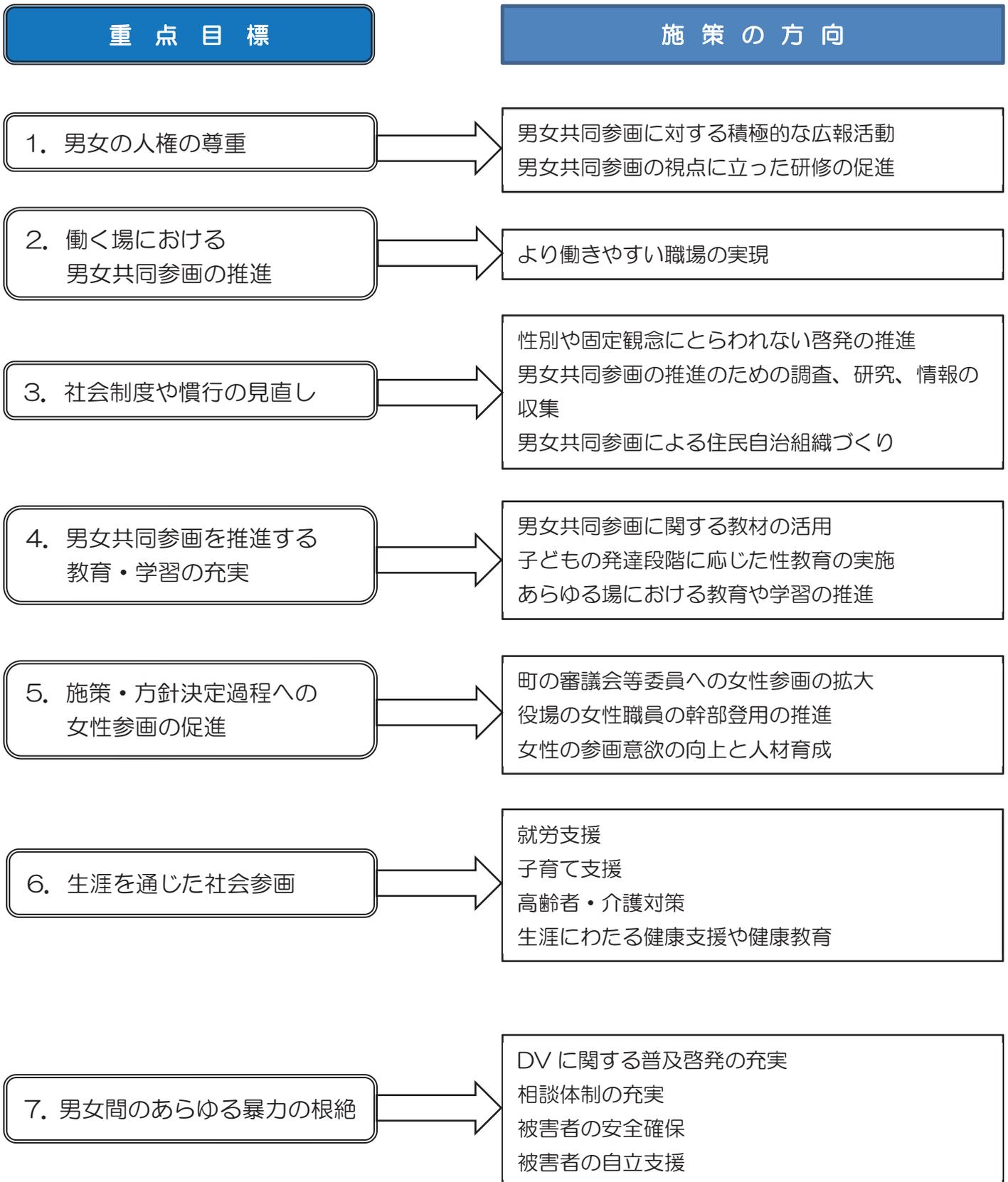
## 基本計画の性格等

この計画は、「男女共同参画基本法」及び「中土佐町男女共同参画推進条例」に基づく「中土佐町男女共同参画基本計画」であり、平成26年度の第2次改定版を本町の現状と令和6年5月に実施をした町民意識調査の結果を踏まえ、取り組み等を見直し改定したものです。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5カ年とします。なお、社会情勢、本町における状況の変化に対応するため、事業評価を随時行っていき、次計画修正等見直しを行う際に町民意識調査を実施します。



## 計画の体系図



## 重点目標1

# 男女の人権の尊重

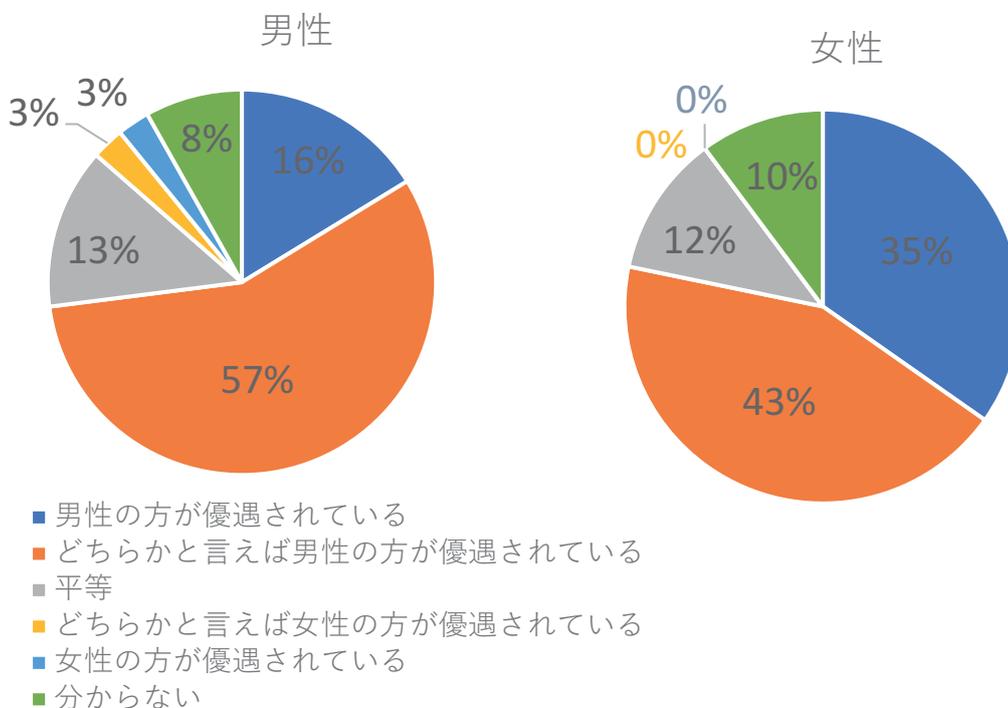
### (1) 男女共同参画に対する積極的な広報活動

- 町民意識調査結果を広報「なかとさ」及び「町のホームページ」に掲載します。
- 男女共同参画プランを冊子化し、関係者及び主要機関に配布します。
- 男女共同参画推進月間に合わせて広報「なかとさ」を利用して各種情報を提供します。

### (2) 男女共同参画の視点に立った研修の促進

- 男女共同参画の推進のために町職員における人権研修を実施します。

#### 社会通念・習慣・しきたりでの平等意識



令和6年度実施「町民意識調査」より抜粋

## 重点目標2

# 働く場における男女共同参画の推進

### (1) より働きやすい職場の実現

- 事業所への男女雇用機会均等導入に関する啓発を行います。
- 事業所への職業能力開発訓練に関する情報提供を行います。
- 女性の一次産業への主体的参加に関する啓発を行います。
- 町職員へのポジティブアクションとしての研修等を開催します。
- 学童保育の充実を子育て支援の一環として図っていきます。



## 重点目標3

# 社会制度や慣行の見直し

### (1) 性別や固定観念にとらわれない啓発の推進

- 町民意識調査結果を前回と比較し、広報を通じて啓発します。
- ソーレの出前講座や講師派遣制度を活用し町民の自発的研修を促します。
- 中土佐町男女共同参画推進条例に基づいて啓発活動を行います。

### (2) 男女共同参画の推進のための調査、研究、情報の収集

- 男女共同参画計画の見直しに伴い町民意識調査を実施します。
- 審議会等の男女構成比率の調査と公表を行います。

### (3) 男女共同参画による住民自治組織づくり

- 住民自治組織作りによりコミュニティ活動やボランティア活動を育成支援していきます。



## 重点目標4

# 男女共同参画を推進する 教育・学習の充実

### (1) 男女共同参画に関する教材の活用

- 子どもの頃からジェンダーにしばられず、子どもの個性を大切にした教育を行うため、教材を活用します。
- 中土佐町男女共同参画プランの冊子を教材として教職員の研修の場で活用します。

### (2) 子どもの発達段階に応じた性教育の実施

- 性犯罪から弱者を守り保護するために、子どもの頃からの発達段階に応じた性教育を行います。

### (3) あらゆる場における教育や学習の推進

- 就学前・学校教育や社会教育等における人権教育・啓発を推進します。



## 重点目標5

# 施策・方針決定過程への女性参画の促進

### (1) 町の審議会等委員への女性参画の拡大

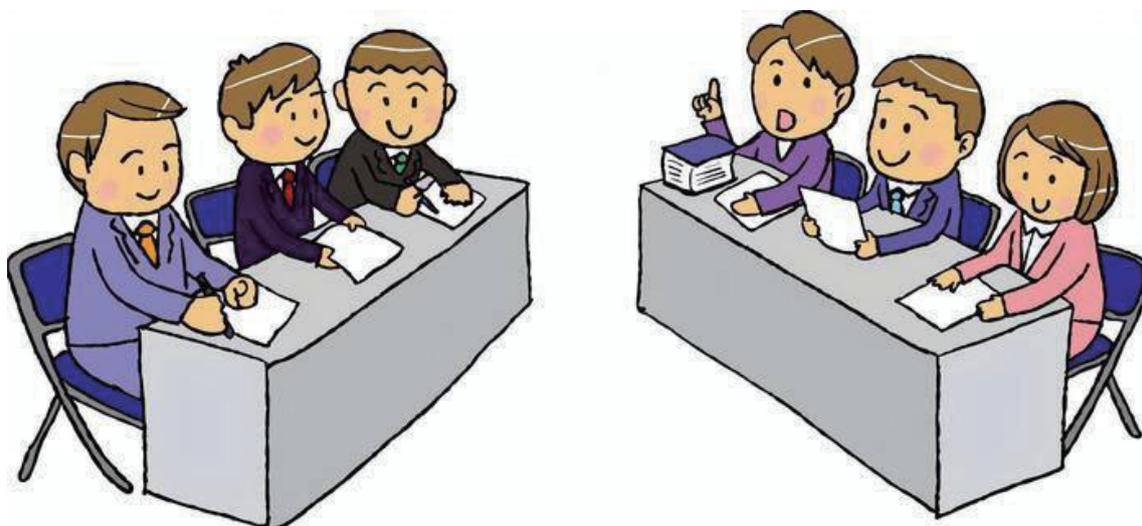
○女性委員の比率を高めていきます。

### (2) 役場の女性職員の幹部登用の推進

○女性職員の幹部登用を推進します。

### (3) 女性の参画意欲の向上と人材育成

○政策への関心と参画を促すための講座や講演会の開催を行います。



## 重点目標6

# 生涯を通じた社会参画

### (1) 就労支援

○男女の就労支援のため職業安定所等と連携を図り、情報の提供や相談を行います。

### (2) 子育て支援

○こどもセンターの充実を図ります。

○親と子どもの触れ合い事業を実施します。

○虐待防止に関する啓発・相談事業を実施します。

○安心して出産、子育てができるよう保健師等の相談体制をはじめとする母子保健施策の充実を図ります。

### (3) 高齢者・介護対策

○講演、広報、チラシ等を利用し「男女共同の家庭介護」の意識の醸成を図ります。

### (4) 生涯にわたる健康支援や健康教育

○食生活改善や生活習慣についての啓発を行っていきます。

○国民健康保険では、人間ドック受診助成事業や脳ドック受診助成事業（40歳から75歳未満）を推進します。

○その他、特定健診、がん検診・健康診査等生涯にわたる健診機会の場の提供と啓発を行います。



## 重点目標7

# 男女間のあらゆる暴力の根絶

## (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施に関する基本計画)

### (1) DV 防止に関する普及啓発の充実

- ポスターやリーフレットの配布による啓発を行います。
- 自治体の広報紙等の活用による啓発を行います。
- 意識調査、実態把握調査を実施します。

### (2) 相談体制の充実

- 相談窓口の周知に努めます。
- 職務関係者の資質向上を図ります。
- 無料法律相談、無料人権相談の活用を促します。

### (3) 被害者の安全確保

- 警察及び関係機関との連携強化を図ります。
- 情報管理を徹底します。

### (4) 被害者の自立支援

- 被害者に係る情報の保護を徹底します。
- 福祉施策による支援及び情報提供に努めます。  
(生活保護、医療保険、児童扶養手当、年金、母子生活支援施設等)
- 子どもの発育に応じたケアを行います。
- 公営住宅への優先入居等を行います

## 中土佐町が目指す男女共同参画社会の姿

誰もがお互いにやさしく認め合い助け合うまち

### 家庭

女性も男性も一人ひとりが家族として責任をもち、家事も育児も介護も共に助け合いながら暮らしています。

### 地域

町内会にも男女が参画して、若者も高齢者も共に地域の行事や各種サークルに参加し、豊かな地域を作っています。

### 職場

採用や登用・賃金などの男女格差が解消され、男女共に育児・介護休業を積極的に利用して、それぞれの個性や能力を發揮しワーク・ライフ・バランスのとれた働き方をしています。

### 学校

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

### 一人ひとりの豊かな人生

仕事・家庭・地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現

## 関係法令

### 1. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日に公布・施行された法律

### 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする平成13年10月公布の法律です。平成16年の改正では、DV定義の拡大や被害者自立支援の明確化がなされ、平成19年には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた改正、平成26年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となる改正がなされています。

## この計画を進めていくために

### ●町民の役割

この計画の目標の達成に向けて、町民一人ひとりがそれぞれの立場から男女共同参画の視点をもって行動を見直すなど、身近なところから実践していく必要があります。

### ●行政の役割

推進体制の充実を図り、施策を着実に実施するとともに、町民、団体、企業、地域等における男女共同参画社会づくりの活動を支援します。

## 町民の声

令和6年度実施「町民意識調査」より抜粋

### 男女共同参画社会について

- 今の若い人は、女が家事をするものという考えは薄くなっているのでは、このままゆっくりと世の中は変わっていくのではないのでしょうか？また、女ができると「でしゃばり」となるのは、できない男の劣等感からかと思うので、男女ではなく人として持つ能力を伸ばしていけるようにならなくてはと思います。

### 雇用・労働・意識の改革について

- 私の孫の時代には、男性と女性の給与差がなく、女性の多い職場や職種の賃金のほうが安いなんてことがないよう、リーダー的な佇まいは男性が担うなんて意識がない世の中になってほしいと思います。  
皆が強い立場を目指すということではなく、弱い立場の人が労わられるようになっていて実現してほしいと思っています。



## 用語の説明

### ●男女共同参画（社会）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

### ●セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

「性的嫌がらせ・性的おびやかし」の意。時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動のことをいう。職場における対等なパートナーとは見ず、性差別的な意識に基づくものであり、男女を問わず安全な環境で働く権利をも侵害する行為のこと。

### ●男女雇用機会均等

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うこと。

### ●ポジティブアクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のことをいう。

### ●ソーレ

こうち男女共同参画センター「ソーレ」の略称。

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、「女性と男性の自立」と「女性の地位向上」を目的とした多彩な事業を展開している。

### ●ジェンダー

性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差をさす言葉として用いられる。

### ●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができること。

### ●DV：ドメスティック・バイオレンス

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。殴る、蹴る等の身体的暴力、大声で怒鳴る、無視する等の精神的暴力、性交渉を強要する、避妊をしない等の性的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力等があげられる。

## 相談窓口

相談内容	相談窓口	〒	住所	電話番号	受付時間
男女共同 参画	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~21:00(火~金) 9:00~17:00(土・日・月) (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9651	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	中土佐町人権啓発センター	789-1301	中土佐町久礼 5251-1	0889-52-3939	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
女性に関 する相談	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~12:00 13:00~17:00 (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知県女性相談支援センター	780-8015	高知市百石町 2-34-8 (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	9:00~17:15・18:00~22:00 (土日祝日を除く) 9:00~20:00(土・日・祝) ※年末年始を除く
困難な問題を 抱える女性相談	中土佐町健康福祉課 中土佐町人権啓発センター	789-1301	中土佐町久礼 6663-1 中土佐町久礼 5251-1	0889-52-2662 0889-52-3939	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
男性のための 悩み相談	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	18:00~20:00 (毎月第1・3火曜日・第4水曜日) ※要予約
セクシャル ハラスメント	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~21:00(火~金) 9:00~17:00(土・日・月) (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知労働局 雇用均等室	780-8548	高知市南金田 1-39	088-885-6041	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
暴力(DV) に関する 相談	女性の人権ホットライン	780-8059	高知市栄田町 2-2-10 (高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方方法務局 人権擁護課	0570-070-810	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00 13:00~17:00 (第2水祝日・年末年始を除く)
	高知県女性相談支援センター	780-8015	高知市百石町 2-34-8 (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	9:00~17:15・18:00~22:00 (土日祝日・年末年始を除く) 9:00~20:00(土・日・祝) ※年末年始を除く
	高知県警察本部 警察総合相談 (全国共通)	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30	088-823-9110 (#9110)	24時間
	ストーカー規制法・DV防止法に 関する相談	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部	088-826-0110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は当直対応)
	中土佐町健康福祉課 中土佐町人権啓発センター	789-1301	中土佐町久礼 6663-1 中土佐町久礼 5251-1	0889-52-2662 0889-52-3939	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
性犯罪 被害相談	性犯罪被害相談電話 レディースダイヤル110番	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部 県民支援相談課	088-873-0110	24時間
子ども・ 青少年に 関する 相談	子どもの人権110番	780-8059	高知市栄田町 2-2-10 (高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方方法務局 人権擁護課	0120-007-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	子どもと家庭の110番	780-0062	高知市新本町 1-7-30 児童家庭支援センター 「高知みその」	088-872-0099 088-872-6488	9:00~18:00 (年末年始を除く) 24時間
	高知県心の教育センター (来所予約・電話相談)	780-8031	高知市大原町 120-1	088-821-9909	9:00~21:00 (祝日・休日・年末年始を除く)
	いじめや不登校をはじめとする児童生徒 の悩みや、子どもの教育に関する悩み等			0120-0-78310	24時間
	高知県中央児童相談所	780-8081	高知市若草町 10-5	088-821-6700	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	高知県幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川 1-6-21	0880-37-3159	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	思春期相談センター「PRINK」	780-0915	高知市小津町 6-4 県立塩見記念青少年プラザ4階	088-873-0022	13:00~19:00 (日祝日・年末年始を除く)
	中土佐町青少年育成センター	789-1301	中土佐町久礼 6551-1	0889-52-2533	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
出産・ 育児相談	子育て・女性健康支援センター 高知	781-0112	高知市仁井田 1029	088-855-8533	10:00~16:00(月~金) (土日祝日・年末年始を除く) 13:00~16:00(第2・4日曜)
	中土佐町健康福祉課	789-1301	中土佐町久礼 6663-1	0889-52-2662	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

発行 中土佐町

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

電話 中土佐町役場：0889-52-2211

中土佐町人権啓発センター：0889-52-3939